

2013年5月22日

原子力発電環境整備機構
理事長 山路 亨 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 伊東 健次

答 申 書

2013年5月20日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2013年度諮問第2号（「2013年4月24日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求に係る機構資料について、個人情報、法人等情報、審議、検討又は協議に関する情報、事務又は事業に関する情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料

地層処分事業に関する地域の自主的な勉強会等支援事業について、委託先から提出を受けた2010年度および2012年度の報告書

2. 上記公開請求に対する機構の説明

[1]2010年度の報告書

- 情報公開規程（以下「規程」という）別表第2「1. 個人情報」に該当する、役職、氏名、印影及び写真により特定の個人が識別される情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。以下「個人情報という」）
- 規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する、委託先の法人の印影並びに募集要項・アンケートの送付先、支援先団体の審査基準、審査委員会運営方法および事業の考察の事業実施に係るノウハウ
- 規程別表第2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する、委託先が実施しているアンケートに記載された内容
- 規程別表第2「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する、正式応募前の市町村等を含む地方公共団体の名称若しくは名称を特定する情報（他の情報を組

み合わせるにより特定可能となるものを含む。以下「市町村等識別情報」という)

○委託先から、事業実績のなかで培ってきたノウハウであるとして、公開すると支障がある旨意見が示された以下の部分

- ・(3. 実施結果) 3.3 報告会の開催
- ・(6. 資料) 6-5.審査委員会配布資料、6-12.アンケート集計結果

○委託先から、申請団体名、選定団体名、個人名および活動地域を含んでおり、公開すると各団体との信頼関係が崩れ、諸活動に支障が生じる旨意見が示された以下の部分

- ・(6. 資料) 6-8.報告会配布資料

を非公開とし、その他は公開する。

[2]2012 年度の報告書

○規程別表第 2「1. 個人情報」に該当する個人情報

○規程別表第 2「2. 法人等情報」に該当する募集要項の送付先、支援先団体の審査基準、審査委員会運営方法および事業の考察の事業実施に係るノウハウ

○規程別表第 2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する委託先が実施しているアンケートに記載された内容

○規程別表第 2「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する市町村等識別情報

○委託先から、事業実績のなかで培ってきたノウハウであるとして、公開すると支障がある旨意見が示された以下の部分

- ・(3. 実施結果) 3.3 交流会の開催、3.5 事業評価のための調査の実施
- ・(6. 資料) 6-5.最終審査委員会配布資料、6-11.地域団体等アンケート集計結果

○委託先から、申請団体名、選定団体名、個人名および活動地域を含んでおり、公開すると各団体との信頼関係が崩れ、諸活動に支障が生じる旨意見が示された以下の部分

- ・(6. 資料) 6-9.交流会資料

を非公開とし、その他は公開する。

3.当委員会の判断

[1]2010 年度の報告書

○個人情報については、規程別表第 2「1. 個人情報」に該当することが認められる。

○委託先の法人の印影並びに募集要項・アンケートの送付先、支援先団体の審査基準、審査委員会運営方法および事業の考察の事業実施に係るノウハウについては、規程別表第 2「2. 法人等情報」に該当することが認められる。

○委託先が実施しているアンケートに記載された内容については、規程別表第 2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当することが認められる。

○市町村等識別情報については、規程別表第 2「4. 事務又は事業に関する情報」に該当することが認められる。

ことから、規程別表第 2 に該当する部分を非公開とすることは妥当である。

○また、委託先が公開に反対する部分について、(3. 実施結果) 3.3 報告会の開催、(6. 資料) 6-5.審査委員会配布資料、6-12.アンケート集計結果は、規程別表第 2「2. 法人等情報」に該当することが認められ、(6. 資料) 6-8.報告会配布資料は、規程別表第 2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当することが認められることから非公開とすることが妥当である。

[2]2012 年度の報告書

○個人情報については、規程別表第 2「1. 個人情報」に該当することが認められる。

○募集要項の送付先、支援先団体の審査基準、審査委員会運営方法および事業の考察の事業実施に係るノウハウについては、規程別表第 2「2. 法人等情報」に該当することが認められる。

○委託先が実施しているアンケートに記載された内容については、規程別表第 2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当することが認められる。

○市町村等識別情報については、規程別表第 2「4. 事務又は事業に関する情報」に該当することが認められる。

ことから、規程別表第 2 に該当する部分を非公開とすることは妥当である。

○また、委託先が公開に反対する部分について、(3. 実施結果) 3.3 交流会の開催、3.5 事業評価のための調査の実施、(6. 資料) 6-5.最終審査委員会配布資料、6-11.地域団体等アンケート集計結果は、規程別表第 2「2. 法人等情報」に該当することが認められ、(6. 資料) 6-9.交流会資料は、規程別表第 2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当することが認められることから非公開とすることが妥当である。

第 3 審議の経緯

- (1)2013 年 5 月 20 日 情報公開審査委員会に諮問
- (2)2013 年 5 月 22 日 第 24 回情報公開審査委員会で審議
- (3)2013 年 5 月 22 日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長(座長) 伊 東 健 次

委員 原 田 肇

委員 新 保 雄 司